

ねんきん 通信

年金の記録をご確認ください！

皆さんはご自分の年金記録をご存知でしょうか？

社会保険庁では、平成17年10月から年金を請求される方の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給年齢を迎えられる方に、社会保険庁が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した年金の請求書（「裁定請求書」）や「年金に関するお知らせ（はがき）」を送付しています。これらには、社会保険庁に登録済みのあなたの生涯の年金記録が記載されておりますので、年金手帳やご記憶と照らし合わせてご確認ください。

◆「裁定請求書(ターンアラウンド用)」送付対象者

- ①60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方
- ②65歳に老齢基礎年金及び老齢厚生年金(厚生年金保険・船員保険の加入期間がある方)の受給権が発生する方
- ③特別支給の老齢厚生年金の受給権があるにもかかわらず、未だ年金の決定がされていない方

この「裁定請求書(ターンアラウンド用)」には、基礎年金番号・氏名・生年月日・性別・住所及び年金加入記録があらかじめ印字されており、①については60歳に

到達する3ヶ月前、②及び③については65歳に到達する3ヶ月前までに、社会保険庁からご本人様宛に送付されます。年金記録を確認するとともに、請求の際にご活用ください。

◆「年金に関するお知らせ(はがき)」送付対象者

(下の図をご参照ください。)

①社会保険庁が基礎年金番号で管理する年金加入記録のみでは、老齢基礎年金の受給資格期間(原則最低25年間)が確認できない方

これは、年金加入期間の確認、年金請求の手続きなどをお知らせする内容です。

また、年金額には反映されない合算対象期間(国民年金が任意加入だった時代に加入しなかった期間など)や平成8年以前に退職した共済組合の加入期間などを加えることで受給資格期間を満たす場合がありますので、このはがきをご持参のうえ、社会保険事務所等で確認することをお勧めします。

②65歳から老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権が発生する方

これは、年金の受給資格がある旨及び特別支給の老齢厚生年金の受給権についてお知らせするものです。

これら「年金に関するお知らせ(はがき)」は、60歳に到達する3ヶ月前に社会保険庁からご本人様宛に送付されます。

次号では、国民年金第1号及び第3号被保険者の年金記録の見方をご説明致します。

見本
「60歳到達後に受給権が発生する方」用
表面

〇〇〇局
料金控
9999-9999
XXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXX
9999-99999999-9999999999999999
XXXXXXXXXXXXXXXX 様

〇
〇
〇
〇
〇

年金に関するお知らせ

差出人
社会保険庁 社会保険業務センター
〒181-8501
東京都三鷹市下連雀5丁目7番1号
NTT DATA 三鷹ビル2F
(※宛先不明の場合は上記にご返送ください。)

【お問い合わせ先】
【ねんきんダイヤル】(裏面をご覧ください。)

← ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。
※日、水に濡れている時は、よく乾かしてからお持ちください。 →

老齢年金のお知らせ

あなたは、65歳から老齢基礎年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生します。また、厚生年金保険・船員保険の加入期間がある方は同時に老齢厚生年金の受給権も発生します。**65歳になる3ヶ月前に、年金を受けるための手続きに必要な「裁定請求書」をお送りいたします。**

○年金加入期間の確認について
あなたの基礎年金番号に登録されている年金加入期間は、右表のとおりです。内容を確認していただき、この表に記載されていない年金加入期間(基礎年金番号以外の年金手帳記号番号で加入していた期間など)があると思われる場合は、お近くの社会保険事務所にご相談ください。また、共済組合等の加入期間については、加入していた各共済組合等に確認してください。

○国民年金の任意加入について
国民年金では、60歳前の加入すべき期間に保険料の免除や未納などの期間がある場合、満額の老齢基礎年金が受けられません。年金額を満額に近づけたい方は、60歳から65歳までの間、任意加入することができますので、お近くの社会保険事務所やお住まいの市区町村にご相談ください。

あなたの年金加入期間

基礎年金番号 9999-999999

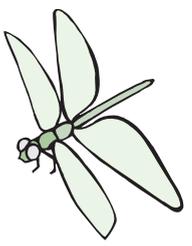
平成 99 年 99 月 99 日現在の
年金加入期間です。

厚生年金保険加入期間(注1)	999 か月
船員保険加入期間(注1)	999 か月
国民年金加入期間(納付済月数)	999 か月
# (金額免除月数)	999 か月
# (半額免除月数)	999 か月
# (学生納付特例月数)	999 か月
共済組合等加入月数(注2)	999 か月
年金加入期間合計	999 か月

注1 厚生年金保険に被保険者として加入していた期間と、船員保険に加入していた期間は、昭和61年3月までは、実際の月数を3分の4倍、昭和61年4月から平成3年3月までは、実際の月数を5分の6倍して加入期間を計算しています。

注2 共済組合等加入月数は、共済組合等から社会保険庁に情報提供されている月数です。平成8年以前に退職した共済組合等の加入期間が表示されない場合があります。共済組合等加入期間と他制度の加入期間が重複している場合は、それぞれの加入月数を表示しています。

詳しくは、町民課保健福祉グループ(☎5-1111 内線158)にお問い合わせください。



お誕生おめでとう
高城 怜玖(父春彦)下沼
ご結婚おめでとう
朝日 努(字幌延)
高橋久美子(字幌延)
お悔やみ申し上げます
加藤 清(69歳)字幌延
伊藤 三男(74歳)字上間塞
藤門 勇三(84歳)1条北1
奥山 慶夫(78歳)字開進

戸籍の窓
7月

社会福祉に
「香典返しの一部」
伊藤 精一(父)字上間塞
藤門 ウメ(夫)1条北1
奥山 和栄(父)稚内市
栗 从会(妻)栄町
JR 幌延駅
「ご厚志」

ご寄付ありがとうございます
7月